

令和 2 年度
朝霞市情報公開・個人情報保護審議会臨時会
議事録

令和 3 年 2 月 2 5 日

市長公室 市政情報課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市情報公開・個人情報保護審議会臨時会	
開 催 日 時	令和3年2月25日（木） 午前10時00分から 午前10時43分まで	
開 催 場 所	市役所別館2階 第1委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

資料番号	配付資料名	ページ
資料 1	個人情報のオンライン処理について（諮問第7号）	1～2
資料 2	個人情報のオンライン処理について（諮問第8号）	3～7
資料 3	個人情報取扱事務登録届出書 （3137：新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務）	8～18
資料 4	審議会承認基準に適合すると判断して行った個人情報取扱事務	19

令和2年度

朝霞市情報公開・個人情報保護審議会臨時会

令和3年2月25日（木）
午前10時00分から
午前10時43分まで
市役所別館2階 第1委員会室

- 1 開 会
- 2 配付資料の説明
- 3 議 題
 - (1) 個人情報のオンライン処理について（諮問）
 - (2) 個人情報取扱事務の新規登録の報告
- 4 事 務 連 絡
- 5 閉 会

出席委員（10人）

会	長	始 澤 真 純
副 会	長	下 田 俊 樹
委 員		飯 塚 恭 次
委 員		越 智 学
委 員		斉 藤 弘 道
委 員		野 昭 一
委 員		林 幸 子
委 員		原 田 公 成
委 員		増 川 悦 子
委 員		山 内 善 四郎

欠席委員（0人）

事務局（4人）

事 務 局	市政情報課長	稲 田 雅 和
事 務 局	市政情報課長補佐	木 内 浩 貴
事 務 局	市政情報係長	細 田 啓 行
事 務 局	市政情報係主査	福 田 幸 世

担 当 課	健康づくり課長	金 子 一 彦
担 当 課	健康づくり課健康推進係長	白 砂 正

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○始澤会長

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、令和2年度 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会 臨時会を開会させていただきます。

この会議は「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」が適用されますので、その手順に従って、会議を進めてまいります。

本日の会議において、特定の方の個人情報を取扱う議題はございませんので、傍聴者による傍聴及び録音、撮影について、許可したいと思います。これに御異議ございますか。

（異議なし、の声）

御異議がございませんので、傍聴及び録音・撮影を許可したいと思います。

傍聴者の方はいらっしゃいますか。

○事務局・福田主査

いらっしゃいません。

○始澤会長

今後、傍聴者が来た場合は、傍聴席の許す範囲で入室を許可したいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、審議に入る前に、事務局から報告事項があるとのことなので、よろしくお願ひします。

○事務局・木内課長補佐

審議に先立ちまして、事務局から御報告を申し上げます。

本審議会は、委員の過半数を満たす委員が出席しておりますので、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立いたしますことを報告申し上げます。

なお、本日は山内委員がお見えになっておりませんが、お越しになりましたら御案内させていただきます。

報告は、以上となります。

それでは、始澤会長に議事の進行をお願いいたします。

◎2 配付資料の説明

○始澤会長

それでは、議題の審議に入りたいと思いますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

まず、配付資料の確認と本日の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・木内課長補佐

事務局から、本日の会議資料及び予定について説明申し上げます。

初めに、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様には事前にお送りした会議資料です。資料の右上に、資料番号1から4まで記載されているもので、資料一覧のとおりでございます。

資料1は、個人情報のオンライン処理についての答申案です。1から2ページまでになります。こちらは、前回の会議で御審議いただきました、「オンライン学習システムに関する事務」の答申案でございます。

資料2は、個人情報のオンライン処理についての諮問です。3から7ページまでになります。

資料3は、個人情報取扱事務登録届出書です。8から18ページまでになります。

資料4は、審議会承認基準に適合すると判断して行った個人情報取扱事務です。19ページとなります。

なお、資料2から資料4までの内容は、「新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務」に係るものでございます。

また、このほかに、机上に配付した資料がございます。前回の第4回審議会の会議録になります。委員から修正の申出がございましたので、その内容を反映したものとなっております。

お手数でございますが、内容を再度御確認いただき、修正等ございましたら期日までに事務局へ御連絡いただきますよう、お願いいたします。

次に、本日の予定について説明いたします。

会議次第の3「議題」を御覧ください。「(1) 個人情報のオンライン処理について(諮問)」、「(2) 個人情報取扱事務の新規登録の報告」。その後、会議次第の4「事務連絡」となっております。

なお、本日は、個人情報のオンライン処理についての説明のため、所管課である健康づくり課の職員を同席させていただいておりますので、紹介させていただきます。

健康づくり課金子課長、白砂係長です。

○担当課・金子健康づくり課長

健康づくり課の金子と申します。本日は開催していただきましてありがとうございます。

○担当課・白砂健康づくり課健康推進係長

白砂と申します。よろしくをお願いいたします。

○事務局・木内課長補佐

ありがとうございました。

途中でございますけれども、山内委員がお見えになりましたので御案内させていただきました。

ここで、委員の皆様をお願い申し上げます。

本日の審議会において、会議録作成のため、御発言の際には、机上にございますマイクのスイッチを入れていただきまして、会長から御指名を受けてから、御発言をお願いいたします。発言終了後は、マイクのスイッチをお切りください。

配付資料と本日の予定についての説明は、以上でございます。

○始澤会長

ありがとうございました。

配付資料や本日の予定について、何か質問はありますか。

質問等は、よろしいですか。

それでは、進めさせていただきます。

◎3 議題（1）個人情報のオンライン処理について（諮問）

○始澤会長

それでは、議題（1）「個人情報のオンライン処理について（諮問）」について、事務局から説明をしてください。

○事務局・木内課長補佐

議題（1）「個人情報のオンライン処理について（諮問）」のうち、前回の審議会で御審議いただきました「オンライン学習システムに関する事務」における、個人情報のオンライン処理に係る諮問への答申案について、説明いたします。

資料の1ページ目、資料番号1「個人情報のオンライン処理について（答申）（案）」を御覧ください。

前回の審議会で御審議いただきまして、各委員からの御意見を答申案としてまとめたものを事前に送付させていただいております。こちらの答申案について御審議をいただきたいと思っております。

説明は、以上となります。

○始澤会長

ありがとうございました。

今回の答申案は、個人情報のオンライン処理に係るものです。

お示しさせていただいた答申案は、会長の私と下田副会長で作成をさせていただきました。

この答申案について、忌憚のない御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

御意見等、ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見等がございませんので、この答申案を本審議会の答申と決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい、の声)

それでは、この答申案を本審議会の答申として決定いたします。

続きまして、個人情報のオンライン処理の諮問について、事務局から説明してください。

○事務局・木内課長補佐

それでは、資料の3ページを御覧ください。

個人情報のオンライン処理について、令和3年2月18日付けで、市長から本審議会会長宛てに諮問がなされました。

健康づくり課の「新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務」において、今後開始される新型コロナウイルスワクチン接種の予約を電話及びインターネットで行うことを予定しております。

インターネットで予約を希望する方につきましては、予約システムに自分の情報を入力していただくことでシステムのクラウドサービス内に個人情報が保存されることとなるため、本審議会に個人情報のオンライン処理についての諮問がされたものです。

事務の概要については、健康づくり課から説明いたします。

○担当課・白砂健康づくり課健康推進係長

それでは、私から説明させていただきます。

お手元の別紙と記載してある資料を御覧ください。

新型コロナウイルスワクチンの接種に関しまして、接種を円滑に進めるため、予約システムを用いて市民の予防接種を行う日程などを管理することとしております。

予約システムには、事前に必要な情報としまして、対象者の生年月日と接種券番号を委託業者のシステム内に登録し、市民から予約の連絡が入った際に、氏名、生年月日、接種券番号、電話番号等を収集し、予約日を登録するという形で進めてまいりたいと考えております。

この情報に関しましては、予約システムを介しまして、先ほど説明があったとおりクラウドサービス内に保存させていただくような形を考えております。

オンライン処理を行う経緯及び理由についてですが、ワクチン接種を行うために、予約システムにおいて一元管理をすることにより、接種場所、例えば医療機関での接種、又は集団接種会場で接種を行ったりということで、混乱を生じることなくワクチン接種を行うことができると考えております。

また、ワクチンの特質から、2回の接種を行うこととなっておりますので、1回目の接種の予約日から規定の日数、例えばファイザー社であれば21日以降、アストラゼネカ社や武田モデルナ社であれば28日以降の接種が可能ということですので、経過日数を確認する上でも予約システムを利用して、誤って接種が行われぬような形で管理をしていきたいと考えております。

予約システムについてですが、事前に生年月日、接種券番号を登録すると同時に、接種会場の情報、医療機関であったりとか、特設会場の情報をシステム上に登録させていただきます。

予約の方法としましては、WEBの予約、ブラウザ予約ですね。又は、電話予約。コールセンターでの受付という形になります。こちらの推進室の方でも、その予約の情報をリアルタイムで確認できるような体制を取っていかうと考えております。

予約のセキュリティ対策についてですが、基本的には複数のユーザ認証プロセスによるセキュリティ強化の方を考えております。通常ログイン画面があって、そこから指定のログイン名、パスワードを入力して入って行くような形なのですが、更にセキュリティを強めるために管理画面へのログイン時には、更に割り当てられたログイン名、パスワードを入力して、二重のログイン認証を経てから使用ができるような仕組みにすることを考えております。

また、パスワードにつきましては、8文字以上、アルファベットと数字を含めるようにしまして、厳しい基準を設定しております。

委託業者における運用体制としましては、基本的には通常インターネット回線を通してのシステムの管理を行わずに、専用の端末を用いて行うような形を考えております。簡単な図になっているのですが、データセンター、それからインターネットとの環境で介在する業者の方が、それぞれを経由しないような形でシステムの方を管理するような形を考えております。

予約システムの概要としましては、先ほど説明させていただいたとおり、真ん中の円柱部分のところが予約受付のシステムという形になりまして、市民から予約ということで電話だったり、インターネットを通して予約をしていただいた内容がその部分に蓄積されていく形になります。そこに市職員として割り当てられたログイン名とパスワードを使って予約の状況の確認であったりとか、接種該当者の登録を行っていく内容となります。

また、各医療機関の方でも同様な形でログイン名とパスワードを付けさせていただいて、接種者の確認であったり、各医療機関の方で接種した後の情報、そちらの方を予約システムに登録する形で接種後の情報も即時分かる、リアルタイムでの確認ができる方法を考えております。

こちらのクラウド上のサービスは、アマゾンウェブサービスというデータベースを使用しております。データを守るためのバックアップ体制もセキュリティガイドラインに準じているということが条件になるように想定しております。こちらの方は、ISO基準準拠の認定を受けているシステ

ムであると考えております。

このワクチン接種の事務に関しては、国からワクチンが提供され、市民の皆様に効率的に安全に接種いただくために予約システムを導入していくものと考えております。2月17日に厚生労働省から示されたスケジュールでは、3月下旬から接種のためのクーポン券を発送することが想定されてはいますが、日々情報が変わっているところがございますので、なかなか難しいところではあるのですが、この予約システムに関しましては、契約の締結を3月1日を予定しており、3月中旬までにはテストを完了させていく必要があると考えております。

限られた時間で大変恐縮ですが、本諮問への答申を速やかにいただけるようお願い申し上げます。

私からの説明は、以上となります。

○始澤会長

ありがとうございました。

ただいま、健康づくり課の説明が終わりました。

御質問や御意見をお願いいたします。

飯塚委員、お願いいたします。

○飯塚委員

飯塚です。

ちょっと教えていただきたいのですが、このワクチンの接種の時期に当然、転出であったり、転入であったりあると思うのですよね。その際は、ニュースとかではマイナンバーにひも付けするみたいなことも言っていたかと思うのですが、転出する場合は、当然朝霞市で接種をして、ほかの市に行かれる方もいますし、中には1回目を受けてすぐ移動されて他市で2回目というケースもあるのかなと思います。逆のケースもあると思いますが、そういう場合にほかの市との連携というのはどうなっているのでしょうか。

あとは、マイナンバーのひも付けというのが、どうなっているのかというのを教えていただけますか。

○始澤会長

担当課は説明をお願いします。

○担当課・白砂健康づくり課健康推進係長

まずマイナンバーに関することなのですが、先日、国の説明会がございまして、その中でひも付け作業なのですが、特にこの予約システムとマイナンバーをひも付ける必要はないということで伺っております。

今後、マイナンバーとの連携であったり、その辺りに関しましても国から新しいシステムということで、ワクチンの予約管理システムのV-SYSというシステムが、よくメディアで取り上げられているシステムがありますがそれとは別に、新しいシステムの構築を進めているという話は聴いています。具体的な連携についての詳しい情報は下りてきていないので、今後、そのような事態が発生したときには、またお伺いさせていただくようなことがあるかもしれませんが、現時点では、特にマイナンバーとの連携ということは想定されていないので、今回は、その内容で諮問させていただいています。

転出者、転入者に関しましてですが、基本的には各市町村ごとで接種していただく、住民登録がある市町村で接種していただくというのが条件になります。

転出された方に関しましては、接種券に接種済証というのが一体になっているため、それに朝霞市で接種した内容、何月何日に接種していますと記入していただいたものを転出先の住所地に提示していただいて、恐らくなのですが、新しい市町村で接種券をまた打ち出すような形になるのではないかと思います。

先ほど、予約システムの最初に冒頭でお話して、その委託業者に渡す情報としては接種券番号と生年月日ということでお伝えして、必要最低限の情報をお渡しするような形ですが、朝霞市に新しく来られる方は、接種券番号がない状態になりますので、それを確認して登録させていただいて予約ができる体制を取るのか、又は新しく朝霞市で接種券番号を付番して生年月日等を予約システムに登録し、通常どおりの予約ができるような形を取るのかというのは、これから検討していく内容になっていますので、転出先、若しくは転入、当市の方で接種券を作りまして、新たに予約を取っていただくような流れになるかと想定しております。

以上です。

○始澤会長

ありがとうございました。

飯塚委員、今の御意見に関して、いかがでしょうか。

大丈夫ですか。

それでは、ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

原田委員、お願いいたします。

○原田委員

原田です。

この医療関係者職員というのは、お医者さんも含まれると思うのですが、治療中の方が接種をする間に相談とか、そういうことでログインするときに、名前だけで入ってすぐ見れるのか、その

方の状況を先生がその場で見れるのかということ、もし、これが他市のほかの病院とか何かだったら、そういう連携とかはどうなのでしょうということをお伺いしたい。

○始澤会長

担当課、説明をお願いします。

○担当課・白砂健康づくり課健康推進係長

まず、予約システムですが、各医療機関にも認証IDを入れて、恐らく受付とか、そういったところに端末が置いてあると思うのですが、各医療機関でも。そこで、その病院の方に予約をした方だけの情報が見れるようなイメージを取っております。その後、接種をされた方に関しましては、接種したという情報を予約システムに登録すると2回目の予約ができる形を想定しているのですが、いずれにしましても医療機関に関しましては、専用のIDとパスワードをお渡しして、そこから予約システムの中、その見れる医療機関だけの情報を確認できるような形で考えております。

他市との連携につきましては、基本的には各市町村ごとに予約システムを使っていますので、この連携というのは発生しません。あとは、その接種に関しては、住所地がある市町村でしかできないので、かつ医療機関も同じでして、朝霞市民であれば朝霞市の医療機関でしか接種ができないような形になります。特例的に住所地外接種というのがありまして、出張ですとか長期入院されている方とか、限定された方なのですが、そういった場合は、ワクチン接種推進室に御連絡いただいて、住所地外での接種を希望するという事で再度登録させていただき、接種に進めるような形になっていくと考えております。

以上です。

○始澤会長

ありがとうございました。

原田委員、今の回答でよろしいでしょうか。

ほかに、御質問、御意見ございますでしょうか。

斉藤委員、よろしく願いいたします。

○斉藤委員

まず最初にですけれども、事前情報として対象者の生年月日、接種番号を予約システムに登録するというのは、これはいわゆる住民基本台帳と連動させてここに登録するのか、あるいは紙ベースのものを誰かが入力するものなのか。その際に、生年月日と、これはもちろん当然氏名だとか、そういうものも入ってくると思うのですが、住所に関しては入力しないのかどうかということ、まずお聞きしたいと思います。

○始澤会長

担当課、説明をお願いします。

○担当課・白砂健康づくり課健康推進係長

お渡しする情報は接種券番号と生年月日のみとなっています。住所とかは渡さない形に考えております。

基本的には市の方で登録する内容がありますので、健康情報システムから抽出した情報になりますが、基本となるところは住民基本台帳システムですが、その情報プラス健康づくり課で持っている情報である予防接種だったり、健康診断だったりといった情報を扱うシステムがありますので、そのシステムから事前に接種券をお送りする方の接種券番号と生年月日をデータベースで渡すことを考えております。

以上です。

○始澤会長

ありがとうございました。

斉藤委員、今の御意見にいかがでしょうか。

○斉藤委員

それで、実際に今度は予約が始まるという段階になったときに、盛んにこの説明の方でも、この予約システムそのものを運用する予約受付会社の方は専用端末、専用回線だということが言われるわけですがけれども、一般市民はこれインターネット回線で予約システムに入るといふか自分の情報を登録していくことになると思うのですけれども、その辺のセキュリティ対策はいろいろ取るといふ話は今してもらえればいいのですけれども、そのことと。

あと、この6ページの表なのですけれども、市の職員方も随時確認をしたり登録をしなきゃならないわけで、そのことに関しては、これは専用回線か何かで。専用回線、専用端末か何かでやるということなのですか。それとも、あと医療関係との間もインターネット回線ではなく、専用回線なり各医療機関といふか実施機関に対して、専用端末が用意されるということでもいいのかどうか。

○始澤会長

それでは担当課、説明をお願いします。

○担当課・白砂健康づくり課健康推進係長

まず、市職員が予約状況を確認する部分に関しましては、通常のインターネット回線で予約の内容とかが確認できる形になると思います。ただ、システム的な管理とかいうところ、例えばシステムを使って登録となった場合に、恐らく情報としては、接種券番号と生年月日を委託業者に渡すイメージなので、そのやり取りはインターネット回線といふかデータでのやり取りだけになってしま

うかと思うので、メールでやり取りするのか、直接、例えば記憶媒体の方に、CDとかに書き込んだものを委託業者の方に渡すのかというのは、今後詰めていかなければならないと考えております。

医療機関に関しても、接種券の登録に関しては専用回線というのはないので、インターネット回線を通しての登録になるとは思いますが、接種をした方へチェックを落としていくようなイメージになると思うのですが、各医療機関で行っていただくことを想定しております。ただ、医療機関によってはインターネットがないということも想定されますので、その場合は市が代行する形になるのではないかと考えております。

以上です。

○始澤会長

ありがとうございました。

斉藤委員、今の説明に対して。

○斉藤委員

そうすると、基本的には接種番号と生年月日のみしか扱わないので、もちろん様々なセキュリティ対策はここに書いてあるようなことはするのでしょうかけれども、基本的にはインターネット回線なりメールを使ってのやり取りで済ませるとのことだと。それでもう一回確認をしたいのと。取りあえずそれを確認します。

○始澤会長

それでは、担当課、説明をお願いします。

○担当課・白砂健康づくり課健康推進係長

データのやり取りに関しましては、メール等のやり取りなのか、又は先ほど言ったとおりCD-Rに書き込んで、データとしてお渡しするかどうかというのは、今後詰めてまいりたいと思います。

以上です。

○始澤会長

ありがとうございました。

斉藤委員、今の説明に御意見等はいかがでしょう。

○斉藤委員

内容が限られているのでね、別に専用回線までということではないということなのかもしれませんが、それは一定の理解はできるかなと思うのですが。CD-Rとか、そういう形でのやり取りとかというと、また紛失だとかタイムラグだとか、いろんなことも心配されますし、だからといって

メールなら安心かとそんなこともないような気もしますし、なかなかその辺の配慮というか、これから細かいところは決まっていきたいなので、その段階での諮問なので何とも言いようがないのですけど。

○始澤会長

ありがとうございました。

ほかに、御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見等がないようですので、健康づくり課の職員の方は通常の業務にお戻りください。

(健康づくり課職員、退席)

それでは、諮問に関する質疑応答が終了いたしました。そろそろ皆様からの御意見を集約して方向性を決めてまいりたいと思います。

皆様の御意見を伺いますと、この事務におけるオンライン処理については、今後のワクチン接種を円滑に進めていく上で必要なものと考えられますので、本審議会において承認の方向で考えてさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

斉藤委員、御意見をお願いします。

○斉藤委員

もちろん必要なことだと思いますし、最低限の対応なのでいいと思うのですけれども。

ただ一つ、余りにもまだどういう方法で情報を受け渡すのかも決まっていなくて、今質疑しなかったですけど予約会社そのものが、どういう会社に委託するのかも、これまだ決まっていのではないかと思いますので、そういう状況の中で諮問が行われるということがどうなのかということはあると思いますので、そこはやっぱりこの審議会として厳しくというか、きちんとそれはやってほしいということは言った方がいいと思うのですけど、その辺は、あとはお取り計らいいただければと思います。

○始澤会長

斉藤委員からこのような御意見が出ましたが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局・稲田課長

今、斉藤委員からも御意見ございましたが、今回のワクチン接種については、やり方について国からの情報が小出しといいますか、二転三転が繰り返されているような状況でございます。

市としましても、いかに円滑に、また安全に皆様にワクチンを接種していただけるようにしていくかという準備段階で大変申し訳ないのですけれども、今できる想定内で諮問をさせていただいた

というのが現状となります。

今御意見を頂いたように、当然、このワクチン接種についてもそうですが、システムについての個人情報の取扱いであるとか、この審議会において答申をいただくに当たって、きちんとしたシステム上の対策、また、委託業者の管理、監督責任もございますので、その辺については、きちんとした対応を行うような形を取らせていただくのを大前提としまして、今回の諮問をかけさせていただいた状況です。

今後につきましても、今回の今お出ししている以外の形での情報の連携、先ほど御質問にもありましたけども、新たなシステムが今、国の方で構築されようとしております。また、事務局からも説明がありましたV-SYSというシステムもございます。こちらの方との連携であるとか、やり取りであるとかというのは、まだ国から一切示されていない状況でございますので、今後こういうものが示されましたら、随時この審議会に御報告等させていただくのを前提として、今回の諮問を扱わせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○始澤会長

ありがとうございました。

斉藤委員、いかがでしょうか。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。御意見等、ございますでしょうか。

よろしいですか。

もろもろ御意見あるかと思いますが、本審議会といたしましては、承認の方向で答申を作成してまいりたいと思います。先ほど、担当課からの説明にありましたが、この事務は3月1日の契約締結を目指しているとのことです。

本来であれば、本日、答申を出した「オンライン学習システムに関する事務」のように、答申案を委員の皆様にお示しいたしまして承認をいただく手順となりますが、これですと答申が事務の開始に間に合わないこととなります。そのため、本答申につきましましては、会長である私と副会長に一任をお願いしたいと考えます。

先ほどの委員の皆様の御意見は答申に反映をさせまして、完成後は事務局を通して送付させていただきますので、いかがでしょうか。

(はい、の声)

よろしいでしょうか。

それでは、異議なしというこで、答申を作成するとともに委員の皆様にも送付させていただきます。

事務局、何かありますか。

○事務局・木内課長補佐

本諮問に対する答申は、これまでの御意見を踏まえて、会長、副会長で作成をさせていただきまして発出するとともに、委員の皆様にも送付をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎3 議題（2）個人情報取扱事務の新規登録の報告

○始澤会長

それでは、次に議題（2）「個人情報取扱事務の新規登録の報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・細田係長

それでは、個人情報取扱事務の新規登録について報告いたします。

この報告は、朝霞市個人情報保護条例第8条第5項の規定に基づいて行うものでございます。

資料3の8ページを御覧ください。

健康づくり課の「新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務」でございまして、先ほど諮問させていただいた事務についての登録となっております。本審議会における答申をいただいた後、事務登録を完了とさせていただきたいと考えております。

事務の内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関しまして、接種該当者への通知の発送や、接種予約システムを用いての接種希望者の予約受付などを行うに当たりまして、個人情報を収集するものでございます。

続けて、審議会承認基準に適合すると判断して行った個人情報取扱事務につきまして、併せて報告させていただきます。

19ページ、資料4を御覧ください。

「1 外部委託の承認基準に適合すると判断して、外部委託を行った事務」でございまして。

類型5-11番、健康づくり課「新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務」、こちらは、ワクチン接種の予約受付及び予約情報の入力を行うため、「生年月日」や「接種券番号」等の情報を委託するものでございます。

類型5-22番、同じく、健康づくり課「新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務」は、接種券の印刷及び封入・封緘を行うに当たりまして、「氏名」、「住所」等の情報を委託するものでございます。

個人情報取扱事務の新規登録の報告及び審議会承認基準に適合すると判断して、諮問を省略した個人情報取扱事務についての報告は以上でございます。

○始澤会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの個人情報取扱事務の新規登録の説明について、何か質問はありますでしょうか。

斉藤委員、お願いいたします。

○斉藤委員

内容じゃなくてあれなのですけれども。本当はこの登録をしてから、ネットワーク接続に関して諮問されるのが筋じゃないかなと思うのですけど。ちょっとこの後も、ほかとの接続との関係なんかでも、登録があって接続という話じゃないのかな。この後も何度もあるのでね、あることが予想されるので、ちょっと事務局の見解を。

○始澤会長

ただいまの斉藤委員からの質問について、説明をお願いします。

○事務局・稲田課長

今、斉藤委員から御質問があった件についてなのですけど、当然、事務が初めに発生して諮問をかけるというのがオーソドックス、標準的な流れになってくるかと思えます。

今回の新規の事務なのですけれども、通常であれば事務が発生してオンラインなのですが、今回のこの事務に関しましては、事務の発生とともにオンラインが同時発生するという関係性がある事務になっております。つまり、この事務をやることの前提としてオンラインにつながって予約システムが動きますよという形になってしまいますので、今回大変申し訳ないのですが、同時進行という形で事務の登録及びオンラインに関する諮問を挙げさせていただいた形になります。

通常の流れは今、斉藤委員がおっしゃったように、最初に事務の登録があり、その次にオンラインであったり、外部提供であったり、その他の登録が行われるのが標準的な流れと考えておりますが、何分、事務の性質上、同時に発生するということを勘案しまして、今回は諮問と登録をさせていただいたという形になりますので、御理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○始澤会長

ありがとうございました。

斉藤委員、いかがでしょうか、今の説明で。

○斉藤委員

分かりました。了解しました。

○始澤会長

ありがとうございます。

ほかに、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次に進めさせていただきます。

◎4 事務連絡

○始澤会長

本日の議題については、全て終了いたしました。

次に、次第4、「事務連絡」について事務局からお願いいたします。

○事務局・木内課長補佐

それでは、事務局から事務連絡を申し上げます。

今回の会議の日程についてでございますが、例年4月の最終金曜日の午前10時から開催させていただいておりますので、4月30日金曜日、午前10時からでお願いしたいと思いますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次回は、4月30日金曜日、午前10時からの開催ということでお願いいたします。

会場につきましては、後日郵送いたします開催案内通知でお知らせをさせていただきます。

事務連絡は、以上でございます。

○始澤会長

ありがとうございました。

◎5 閉会

○始澤会長

それでは、以上をもちまして、令和2年度朝霞市情報公開・個人情報保護審議会臨時会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

年 月 日

署 名 _____

署 名 _____